

第4編

原子力災害対策編

目 次

第4編 原子力災害対策編

第1章 総則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格	3
第3節	計画の周知徹底	3
第4節	計画の基礎とすべき災害の想定	4
第5節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	5
第6節	関係機関による応援協力	5

第2章 原子力災害事前対策

第1節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	6
第2節	情報の収集・連絡体制等の整備	7
第3節	緊急事態応急体制の整備	9
第4節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	10
第5節	モニタリング体制等	10
第6節	複合災害に備えた体制の整備	11
第7節	人材及び防災資機材の確保等に係る連携	11
第8節	飲食物の出荷制限、摂取制限等	12
第9節	緊急時医療体制等の整備	12
第10節	原子力防災に関する住民等に対する知識の普及 と啓発・放射線に関する学習機会の提供	13
第11節	防災業務関係者の人材教育	14
第12節	災害復旧への備え	14

第3章 緊急事態応急対策

第1節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保・県等からの情報への対応	15
第2節	活動体制の確立	18
第3節	住民等への的確な情報伝達活動	19
第4節	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	21
第5節	屋内退避、避難収容等の防護活動	21

第6節	医療措置	22
第7節	スクリーニング及び健康相談等の実施	22
第8節	自発的支援の受入れ等	23

第4章 原子力災害中長期対策

第1節	緊急事態解除宣言後の対応	24
第2節	放射性物質による環境汚染への対処	24
第3節	各種制限措置等の解除	24
第4節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	25
第5節	災害地域住民等に係る記録等の作成	25
第6節	風評被害等の影響の軽減	26
第7節	被災者等の生活再建等の支援	26
第8節	被災中小企業等に対する支援	27
第9節	心身の健康相談体制の整備	27
第10節	物価の監視	27
第11節	復旧・復興事業からの暴力団排除	28

第4編

原子力災害対策編

第1章 総 則

第1章 総 則

第1章 原子力

第2章 原子力

第3章 原子力

第4章 原子力

第1節 計画の目的

1 目的

- 平成23年3月11日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」と略す。）は、東日本大震災とこれに伴う津波の襲来によって被災した。その結果、大量の放射性物質が放出され、発電所から半径20km圏内の地域は、警戒区域として立入りが原則禁止され、半径20km圏外の一部の地域を含め、避難指示区域等に該当する自治体は福島県内の12市町村に及んだ。このため、14万人を超える住民が避難し、現在も多くの住民が避難生活を余儀なくされている。また、広範な地域に拡散した放射性物質は、子どもを含めた多くの人々に健康への影響に対する不安を与え、農畜水産物の生産者等に甚大な被害をもたらすとともに、消費者の不安も招く等、国民生活に、極めて広範かつ深刻な影響を及ぼしている。
 - 町は、福島第一原発の深刻な事態を教訓とし、万一の原子力災害から、町民の生命、身体及び財産を守るため、平成25年6月、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」と略す。）の改正を受け、今回山元町地域防災計画において、新たに「原子力災害対策編」を策定することとした。
 - 本章では、この計画の目的及び性格について明らかにし、福島第一原発における事態を十分に踏まえた過酷事故を想定したうえで、本町として原子力災害対策を講ずるうえで準拠すべき指針について定める。
- 本町には原子力施設は存在しない。また、国が定める予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone。原子力施設から概ね半径5kmを目安）や、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone。原子力施設から概ね半径30kmを目安）のいずれの区域にも、本町は該当しない。
 - 本町では、国内の原子力施設において放射性物質又は放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態^(※)が発生した場合において、町民の緊急的な避難等の対応を迫られるものではない。しかし、平成23年に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所の事故では、放射性物質が広範な地域に拡散し、遠く離れた本町においても放射性物質の飛来が確認され、放射線量の測定による安全確認が必要となったことから、原子力災害への対応について想定する。

※原子力緊急事態

原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあつては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。（原子力災害対策特別措置法（平成11年12月法律第156号）第二条）

第1章 総 則

第1章 原子力

第2章 原子力

第3章 原子力

第4章 原子力



山元町と原子力発電所との位置関係図

第1章 総 則

第1章 原子力

第2節 計画の性格

第2章 原子力

1 山元町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

本計画は、山元町の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものである。

- 町は、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、今後必要に応じて関係機関と連携を図る必要がある。
- 町は、想定される事態に対して対応できるよう対策を講ずることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

第3章 原子力

2 山元町における他の災害対策との関係

本計画は、山元町地域防災計画の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については山元町地域防災計画「風水害等災害対策編」「地震災害対策編」「津波災害対策編」に拠るものとする。

第4章 原子力

3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画等や町の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

- 町は、本計画を関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては町民への周知を図るものとする。
- 各関係機関においては、この計画を熟知、徹底させるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第1章 総 則

第1章
原子力

第2章
原子力

第3章
原子力

第4章
原子力

第4節 計画の基礎とすべき災害の想定

原子力災害対策を実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故、炉心が著しく損傷し、放射性物質の大量放出につながる重大事故を想定し、次のとおりとする。

1 放射性物質の放出形態

- 原子炉施設等では、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が施設外の周辺環境に放出される。その際、大気への放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性物質である放射性ヨウ素のほか、放射性セシウム等常温で固体の放射性物質を含む大気中に浮遊する微粒子等がある。
- 放出されたこれらの放射性物質は、プルーム(気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団)となり、移動距離が長くなる場合は、拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合の地表への沈着、土壌や瓦礫等に付着した放射性物質の飛散や流出に特別な留意が必要である。
- 平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性希ガス、放射性ヨウ素、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海などに流出した。
 - 町は、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることに十分留意する必要がある。
 - 町は、町民の健康への影響に留まらず、本町の農畜水産物や生産者等への影響についても十分留意し、災害時には対応を検討する。

2 被ばくの経路

- 町は、これらの被ばくは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施にあたっては双方を考慮する必要がある。

※被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。

「外部被ばく」：体外から放射線を受ける被ばくのこと。

「内部被ばく」：吸入、経口摂取等により放射性物質を体内に取り込み、その放射性物質が生体内に分布し、体内の組織や臓器が放射線を受ける被ばくのこと。

第1章 総 則

第5節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、町が処理すべき事務又は業務の大綱は、山元町地域防災計画「風水害等災害対策編」「地震災害対策編」「津波災害対策編」第1章4節に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本とする。

第6節 関係機関による応援協力

- 町は、原子力防災対策に対し、一般的な災害に共通又は類似する対策に加えて、その対策に当たって高度かつ専門的な知識を必要とすることから、国の対策と併せて、県からの技術的助言、機器等の応援協力を得るほか、防災関係機関等相互の広域にわたる応援協力体制の確立を図るものとする。

第1章 原子力

第2章 原子力

第3章 原子力

第4章 原子力